

特殊詐欺事件の発生について

1 認知日

令和8年6月3日（水）

2 発生日

令和8年5月13日（水）ころから5月31日（日）までの間

3 被害品

- (1) 電子マネー259,800円相当
- (2) 現金100万円

4 被害者

和歌山市内に居住する50代女性

5 状況

令和8年5月13日ころ、被害者が自宅でSNSを見ていたところ、副業の広告を見つけ相手に連絡をとり、別のSNSでやりとりを始めました。副業は、顧客に対し商品の発送手続を行うものであり、相手から教えられたとおり副業を行いました。約2週間後、相手から共同出資事業の話を持ちかけられるとともに、SNSグループへの招待を受け参加したところ、「契約費として59,800円が必要です。カスタマーサポートの指示に従ってください。副業を続けるために経費が必要です。」などと言われ、2回にわたり、指定されたアカウントに電子マネー計259,800円相当を送金し、3回にわたり、指定された銀行口座に現金計100万円を振り込みしました。

その後、副業で利益が出ているということであったため、その利益を引き出したいと相手に伝えたところ、手数料を要求されました。この状況について、家族に相談したところ、詐欺の被害だと気づき、警察に届け出たものです。

6 その他

詐欺電話の遮断には「国際電話利用休止申込み」や「警察庁推奨アプリ」の利用が大変効果的です。

詳しくは「#みんとめ」を検索、または最寄りの警察署にお問い合わせください。

万が一、知らない番号から電話を受けた場合はすぐに通話を切り、相談無料の

『ちょっと確認電話』 0120-508（これは）-878（わなや）
に確認してください。